

令和 6 年 第 1 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 6 年 2 月 28 日 提 出

## 目 次

報告第1号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
報告第2号	工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（4-1））	3
報告第3号	工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（5-1））	5
承認第1号	令和5年度東浦町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
議案第1号	東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	7
議案第2号	東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	9
議案第3号	東浦町職員の育児休業等に関する条例及び東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	11
議案第4号	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	14
議案第5号	東浦町子ども医療費支給条例の一部改正について	22
議案第6号	東浦町手数料条例の一部改正について	25
議案第7号	東浦町水道事業給水条例の一部改正について	37
議案第8号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	39
議案第9号	令和5年度東浦町一般会計補正予算（第12号）	別添
議案第10号	令和5年度東浦町一般会計補正予算（第13号）	別添
議案第11号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）	別添
議案第12号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第7号）	別添
議案第13号	令和6年度東浦町一般会計予算	別添
議案第14号	令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計予算	別添
議案第15号	令和6年度東浦町土地取得特別会計予算	別添
議案第16号	令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計予算	別添
議案第17号	令和6年度東浦町水道事業会計予算	別添
議案第18号	令和6年度東浦町下水道事業会計予算	別添
議案第19号	工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（5-2））	40
議案第20号	町道路線の認定について	41

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 17 日

東浦町長 日 高 輝 夫

### 損害賠償の額の決定及び和解について

東浦町体育館の管理瑕疵による人身事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

### 記

#### 1 事故の概要

令和 5 年 10 月 18 日（水）午後 5 時頃、東浦町体育館の小体育室において、相手方が走って床面に滑り込んだ際、一部剥がれていた床板の木片が相手方の左すねに刺さり負傷した。

#### 2 損害賠償の額

79,110 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	79,110 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	79,110 円	0 円

#### 3 和解の内容

町は、相手方に対して、79,110 円を支払うこととする。

報告第2号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（4-1））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 5 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（4-1））  
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

### 記

- 1 工事名  
於大公園再整備工事（4-1）
- 2 路線等の名称  
於大公園
- 3 工事場所  
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内
- 4 契約金額
  - (1) 変更前  
312,950,000 円
  - (2) 変更後  
319,084,700 円（6,134,700 円の増額）
- 5 契約の相手方
  - (1) 名称  
株式会社ヒューテック
  - (2) 代表者  
代表取締役 長坂 勝之
  - (3) 所在地  
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 6 変更理由  
既設駐車場の地盤改良等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

報告第3号

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（5-1））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 5 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（5-1））  
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

### 記

- 1 工事名  
於大公園再整備工事（5-1）
- 2 路線等の名称  
於大公園
- 3 工事場所  
知多郡東浦町大字緒川字蛭藻池地内
- 4 契約金額
  - (1) 変更前  
281,600,000 円
  - (2) 変更後  
284,586,500 円（2,986,500 円の増額）
- 5 契約の相手方
  - (1) 名称  
株式会社ヒューテック
  - (2) 代表者  
代表取締役 長坂 勝之
  - (3) 所在地  
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 6 変更理由  
敷鉄板の設置面積の増加等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。



議案第1号

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の  
損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の  
損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年東浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <b>第243条の2の8第8項</b> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <b>第243条の2の2第8項</b> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年東浦町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <b>第243条の2の7第1項</b> の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8 <b>第3項</b> の規定による賠償の命令の対象	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <b>第243条の2第1項</b> の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2 <b>第3項</b> の規定による賠償の命令の対象とな

<p>となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額)</p> <p>第3条 <u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>	<p>る者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額)</p> <p>第3条 <u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第2号

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年東浦町条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇</u>(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、<u>介護時間</u>(<u>当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</u>又は<u>子育て部分休暇</u>(当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)<u>又は介護休暇</u>(当該職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)<u>の承認</u>を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

企業職員が子育て部分休暇を取得した場合に給与を減額して支給する等のため提案するものである。

議案第3号

東浦町職員の育児休業等に関する条例及び東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例及び東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

東浦町職員の育児休業等に関する条例及び東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 東浦町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東浦町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

(東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東浦町条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12</p>

月1日（以下この項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2から6まで 略

（勤勉手当）

第10条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員の一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め（6月未

月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2から6まで 略

満に限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定め合計が6月に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬(町長が規則で定める額を除く。)の合計額を6で除して得た額とする。

6 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員の勤勉手当の支給について準用する。

(雑則)

第15条 報酬、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

(雑則)

第15条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案するものである。

議案第4号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例(昭和36年東浦町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>7.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の<u>6.01</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎</p>



<p>課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>31,900円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>23,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>11,550円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>17,325円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の</p>	<p>課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>29,700円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の5及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>23,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>11,950円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>17,925円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の</p>
---	---

2.56 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 10,300 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の 2.11 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 11,200 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,100 円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 220,000 円 を超える場合には、220,000 円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、

2.12 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 8,300 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の 1.68 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 10,100 円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,000 円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 200,000 円 を超える場合には、200,000 円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、

170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

22,330 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,170 円

(イ) 特定世帯 8,085 円

(ウ) 特定継続世帯 12,128 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,210 円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,840 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270 円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

20,790 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,730 円

(イ) 特定世帯 8,365 円

(ウ) 特定継続世帯 12,548 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,810 円

エ 略

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,070 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200 円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

<p>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,950円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,775円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,663円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,150円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,050円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,850円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,950円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,975円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,963円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,150円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,050円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,000円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
---	---

<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,380円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,620円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,310円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,465円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,060円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,240円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,220円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,940円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,780円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,390円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,585円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,660円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,020円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,200円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各</p>
---	---

<p>号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,785円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,975円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,950円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,545円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,575円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,150円</u></p> <p>3 略</p>	<p>号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,455円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,425円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,850円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,245円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,075円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,150円</u></p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の課税額を改める等のため提案するものである。

議案第5号

東浦町子ども医療費支給条例の一部改正について

東浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

東浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

東浦町子ども医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、本町の区域内に住所を有する者であつて、出生の日から <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「就学児」とは、子どものうち <u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u></p> <p><u>5 この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により、第4条第1項に規定する医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法の被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの<b>保護</b></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、本町の区域内に住所を有する者であつて、出生の日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「就学児」とは、子どものうち<u>未就学児以外のもの(東浦町障害者医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第35号)による受給資格者又は東浦町母子家庭等医療費支給条例(昭和53年東浦町条例第32号)による受給資格者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により、第4条第1項に規定する医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法の被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの<b>保護</b></p>



<p>者又は配偶者であるものとする。<u>ただし、高校生等が国民健康保険法の世帯主又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者である場合にあっては、当該高校生等を受給資格者とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者となしない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>就学児のうち東浦町障害者医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第35号)又は東浦町母子家庭等医療費支給条例(昭和53年東浦町条例第32号)による受給者であるものの保護者</u></p> <p>(4) <u>高校生等のうち東浦町障害者医療費支給条例又は東浦町母子家庭等医療費支給条例による受給者であるもの又はその保護者若しくは配偶者</u> (支給の範囲)</p> <p>第4条 町長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定めるところにより、当該子どもに係る受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>者であるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者となしない。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>就学児のうち東浦町障害者医療費支給条例による受給者であるものの保護者</u></p> <p>(4) <u>就学児のうち東浦町母子家庭等医療費支給条例による受給者であるものの保護者</u> (支給の範囲)</p> <p>第4条 町長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定めるところにより、当該子ども<b>の保護者である</b>受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町子ども医療費支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に係

る費用の支給について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の支給については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定により新たに子ども医療費の支給を受けることができることとなる者に係る子ども医療費受給者証については、施行日前においても、その交付に必要な手続を行うことができる。

#### 提案理由

子ども医療費の支給対象年齢を引き上げるため提案するものである。

議案第6号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和59年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
手数料の名称	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	手数料の名称	区分	単位	金額	徴収の時期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から住民票に記載した事項に関する証明書の交付手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から住民票に記載した事項に関する証明書の交付手数料の項まで 略					
戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料		略	略	略		戸籍に関する届書その他の書類の閲覧手数料		略	略	略	
戸籍		略	略	略		戸籍		略	略	略	

<p>の届出若しくは申請の受理の証明書、<u>戸籍に関する届書</u>その他の書類に記載した事項の<u>証明書</u>又は<u>届書</u>等情報の内容の<u>証明書</u>の交付手数料</p>						<p>の届出若しくは申請の受理の証明書又は<u>戸籍に関するその他の書類</u>に記載した事項の<u>証明書</u>の交付手数料</p>						
<p>戸籍の謄本若しくは抄</p>		略	略	略		<p>戸籍の謄本若しくは抄</p>		略	略	略		

<p>又 戸籍証明書 の 交付手数料</p>						<p>又 磁気ディスク をもって調製 された戸籍に記 録されている事 項の全部若しく は一部を証明し た書面の交付手 数料</p>					
<p>除かれた戸籍 の謄本若しくは 抄本又は除籍證 明書</p>		略	略	略		<p>除かれた戸籍 の謄本若しくは 抄本又は磁気デ ィス</p>		略	略	略	

の交付手数料						クをもって調製された除かれた戸籍に登録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料					
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料の項 略						戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料の項 略					
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交		1 通 につ き	450 円	交付 の と き		除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交		1 通 につ き	450 円	交付 の と き	

付手 数料						付手 数料						
戸籍 電子 証明 書提 供用 識別 符号 の発 行手 数料 (電 子情 報処 理組 織を 使用 する 方法 (総 務省 令で 定め るも のに 限 る。 以下 この 項に おい て同 じ。) によ り戸 籍電		1件 につ き	400 円	交付 のと き								

<p> <u>子証明書</u>  <u>提供用</u>  <u>識別符</u>  <u>号の</u>  <u>発行</u>  <u>を行</u>  <u>う場</u>  <u>合</u>  <u>(当</u>  <u>該発</u>  <u>行に</u>  <u>係る</u>  <u>戸籍</u>  <u>電子</u>  <u>証明</u>  <u>書の</u>  <u>請求</u>  <u>が電</u>  <u>子情</u>  <u>報処</u>  <u>理組</u>  <u>織を</u>  <u>使用</u>  <u>する</u>  <u>方法</u>  <u>によ</u>  <u>り行</u>  <u>われ</u>  <u>た場</u>  <u>合に</u>  <u>限</u>  <u>る。)</u>  <u>にお</u>  <u>ける</u>  <u>当該</u> </p>												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



<p>発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本</p>												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>												
<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法（総務省</p>		<p>1件 につき</p>	<p>700 円</p>	<p>交付 の と き</p>								

<p>令で定め るもの に限る。 以下この 項におい て同じ。)  により除 籍電子証 明書提供 用識別符 号の発行 を行う場 合 (当該 発行に係 る除籍電 子証明書 の請求が 電子情報 処</p>												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>理組 織を 使用 する 方法 によ り行 われ た場 合に 限 る。)  にお ける 当該 発行 及び 除籍 電子 証明 書提 供用 識別 符号 の発 行に 係る 除籍 電子 証明 書の 請求 を行 う者 が同 時に 当該</p>												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>除籍 電子 証明書が 証明 する 事項 と同一の 事項を証 明する除 かれた戸 籍の謄本 若しくは 抄本又は 除籍証明 書の請求 を行う場 合における 当該発行 を除く。）</p>												
<p>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認 知の届出の受理について、法務省令で定 める様式による上質紙を用いる場合の</p>	<p>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認 知の届出の受理について、法務省令で定 める様式による上質紙を用いる場合の</p>											

証明書の交付手数料の項から優良住宅  
新築認定申請手数料の項まで 略

証明書の交付手数料の項から優良住宅  
新築認定申請手数料の項まで 略

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を定める等のため提案するものである。

議案第7号

東浦町水道事業給水条例の一部改正について

東浦町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

東浦町水道事業給水条例の一部を改正する条例

東浦町水道事業給水条例（平成10年東浦町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<b>国土交通省令</b>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<b>厚生労働省令</b>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>
<p>第37条 略</p>	<p>第37条 略</p>
<p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<b>国土交通省令</b>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<b>厚生労働省令</b>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

水道法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。



議案第8号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日高輝夫

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年東浦町条例第2号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

対象となる職員及び債務が今後発生することがないため提案するものである。

議案第 19 号

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（5－2））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月28日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名  
於大公園再整備工事（5－2）
- 2 路線等の名称  
於大公園
- 3 工事場所  
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内
- 4 工事概要  
(1) 汚水排水設備工  
(2) 園路広場整備工  
(3) サービス施設整備工  
(4) 遊戯施設整備工  
(5) (仮称) 於大公園遊具広場トイレの新築工事に伴う建築工事、電気設備工事及び機械設備工事一式
- 5 契約金額  
177,100,000 円
- 6 契約の相手方
  - (1) 名称  
高木建設株式会社
  - (2) 代表者  
代表取締役 高木 和人
  - (3) 所在地  
知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6
- 7 契約の方法  
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 20 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

整理番号	路 線 名	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
		終 点 ( 地 先 )	
2 4 1 9	緒川 419 号線	東浦町大字緒川字申新田壺区 1 番 2	
		東浦町大字石浜字天王 5 番 1	
3 2 4 8	緒川新田 248 号線	東浦町大字緒川字組田 17 番 5	
		東浦町大字緒川字組田 14 番 7	
4 3 8 4	石浜 384 号線	東浦町大字石浜字天王 8 番 1	
		東浦町大字石浜字天王 10 番 1	

提案理由

開発行為等により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。